



日刊動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番

95.5.9 No. 4185

清算事業団控訴審

判決公判に結集しよう

一〇四七名の先頭で 解雇撤回をかちとろう

すでに八年が経過
広範な支持が広がる

全ての組合員のみなさん！
五月二三日、一三時からの清算
事業団控訴審判決公判に全力で
結集することを訴えます。

国鉄分割・民営化強行に伴い、
JRへの採用をいわれなく拒否
された動労千葉組合員二名の、
JRへの採用を求めた本裁判も、
すでに八年が経過した。この
間動労千葉は、解雇撤回・原職
奪還、清算事業団闘争勝利の旗
を掲げ、職場でのストライキ、
物販運動、JR本社への抗議行
動、署名運動、ピラマキなど、
あらゆる機会をとらえて清算事
業団闘争勝利への支援・連帯を
訴えるとともに、一切の証人調
べを行なおうとしない裁判所の
反動的な対応を弾劾してきた。

最高裁の忌避申立て

「却下」を弾劾する

こうした中、昨年七月一九日、

東京高裁民事第一四部・裁
判長は、突然結審を強行し、さ
らに本年二月九日に判決期日を
指定してきた。動労千葉は、こ
の判決期日指定に対して、「本
件担当裁判官のもとでは、公正
な裁判をうけることはできない」
として裁判官忌避の申立てを行
ってきた(日刊四一九九号参照)

しかし、東京高裁は、この裁
判官忌避申立てを行なったわづ
か二日後に却下するという暴挙
を行なってきた(日刊四一四〇
号参照)。動労千葉は、この暴
挙に対し最高裁に特別抗告し、
あくまでも証人調べを行なわな
い担当裁判官の忌避を訴えてき
たのである。

こうした中、五月一日、最高
裁は、先の特別抗告を却下する
旨の決定を行ない、さらに、こ
の決定を受けて東京高裁は翌二
日、清算事業団控訴審の判決期
日を五月二三日と指定してきた
のである。まさに最高裁、東京
高裁一体となった反動的訴訟指
揮と言わざるを得ない暴挙であ
る。

反動的期日指定許さず
勝利判決をかちとろう

また、この決定を行なった最
高裁裁判官の中に、JR側が裁
判の中で証拠として提出してい
る鑑定意見書を書いた園部逸夫
本人が入っているのを見ても
絶対に許せるものではない(動
労千葉は、この鑑定意見書に対
し、法的に見て矛盾し、抵触し
ているとう内容の鑑定意見書を
提出している)。

すということ自体、昨年一二月
の国労への「二〇二億訴訟」の
取下げによる新たな清算事業団
闘争の取り込み・解体攻撃と期
を一にした政治的判決指定と言
わざるを得ない。
われわれは、このような反動
的判決期日の指定を許さず、全
国一〇四七名の先頭で、解雇撤
回・原職奪還、清算事業団闘争
勝利まで全力で闘いぬかなけれ
ばならない。
全ての組合員のみなさん！
五月二三日、一三時からの判
決公判に全力で結集しよう。

「清算事業団控訴審」判決公判

日 時 五月二三日(火) 一三時
場 所 東京高等裁判所八二四号法廷
指定列車 千葉駅七番線 一三時三九分発 快速列車最後部乗車

なお、判決後、記者会見及び判決報告集会を開催！
反動判決を断固許すな！
解雇撤回・清算事業団闘争の勝利を勝ちとるために全支部は結集を！

当面するスケジュール

- 五月二日(日) 狭山中央総決起集会 東京・芝公園 一三時
- 五月二日(日) 三里塚東京集会 目黒区公会堂 一七時
- 五月九日(金) 支部代表者会議 動力車会館 一四時
- 同日、支部代終了後 水野・中江市議激励会 一七時
- 五月二八日(日) 三里塚東京集会 目黒区公会堂 一七時